

雨水流出抑制施設台帳のチェックリスト【提出書類編】

(面積要件 : 500㎡以上10,000㎡未満)

		チェック欄	
確認書類	確認事項	申請者	河川課
1 雨水流出抑制施設台帳	正と副の2部を用意したか。		
2 委任状	申請者と代理人の名称は雨水流出抑制施設台帳と同じか。 (※申請者に代わって設計者などが手続を行う場合は添付をすること)		
3 案内図・位置図	案内図は、都市計画図などを用いて場所を表示したか。 位置図は、住宅地図などを用いて場所を表示したか。 開発区域を赤色で囲んだか。		
4 公図(写し)	開発区域の大字・小字・地番を確認し、開発区域を赤色で囲んだか。		
5 開発区域の求積図	(1)開発区域面積と一致しているか確認したか。		
	(2)分譲開発の場合、各区画の求積図も添付したか。		
	(3)市への開発帰属道路がある場合、道路の求積図も添付したか。		
	(4)地形・勾配などで集水区域が分かれる場合は、区域ごとに求積したか。		
6 造成計画図 (造成を行う場合に添付)	現況及び計画地盤高を記載したか。 ※切土・盛土する箇所を特定するため添付すること。		
7 雨水排水計画図(開発区域内) ※他の図面の代用も可	(1)現況地盤高・計画地盤高、隣地周辺の地盤高を記載したか		
	(2)切土・盛土等の造成を行わない場合は、その旨を記載したか。		
	(3)雨水が隣地に流出、流入しないよう、開発区域内で外構、地先ブロック、U型側溝などの対策をしたか。		
	(4)雨水流出抑制施設の設置禁止箇所に設置されていないか確認したか。 (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条により指定される急傾斜地崩壊危険区域 (2) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条により指定される地すべり防止区域 (3) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条により指定される砂防指定地 (4) 傾斜地近傍箇所 (5) 建築物、特定工作物及び擁壁等の構造物から0.3m未満の箇所、隣地境界から1m未満の箇所 (6) 湛水区域(埼玉県作成の湛水想定図参照) (盛土地盤への雨水流出抑制施設の設置)		
	(5)地表の雨水も浸透施設で処理される計画となっているか。 (例)出入口部に集水用の構造物を敷設し、浸透施設に接続する。		
	(6)建築物(雨樋)からの雨水が、浸透施設へ接続されているか。 ※図示されていない場合は、接続する旨を記載してください。		
	(7)雨水集水計画で、雨水の流れを矢印で図示されているか。 ※区域内の勾配・高さ等から判断して、雨水が浸透施設へ集まる計画としてください。		
	(8)以下の文言を雨水排水計画図に記載し、図面に反映されていることを確認したか。 1) 雨水について、宅内処理とすること。 2) 浸透施設は、レベル施工とすること。(ただし、流入管、有孔管は必要に応じ勾配をとるものとする。) 3) 屋根の雨水は、雨樋から浸透施設につなげて処理するように施工すること。 4) 浸透施設は、隣地境界から1m以上離すこと。 5) 浸透施設は、施設間の相互干渉を防ぐため、有効距離1.5m以上離すこと。 6) 透水シート(保護シート、不織布)は、透水係数 $1.0 \times 10^{-3} \sim 1.0 \times 10^{-4} \text{m/s}$ 以上とする。 7) 管口フィルターは、8メッシュ程度とする。 8) 雨水浸透施設は、現状地盤以下に設置する。 9) 原則として、盛土地盤へ雨水処理施設を設置してはならない。 やむを得ず設置する場合は、盛土地盤を良質土で締め固め、透水試験を行い土壌の飽和透水係数が 0.108m/hr 以上となるようにするものとする。		

※裏面にもあります。

雨水流出抑制施設台帳のチェックリスト【提出書類編】

(面積要件 : 500㎡以上10,000㎡未満)

		チェック欄	
確認書類	確認事項	申請者	河川課
7 雨水排水計画図(開発区域内) ※他の図面の代用も可	(9)汚水管等、雨水流出抑制と関係ない図面が記載されていないか。		
8 雨水流出抑制施設の構造図	(1)形状・深さ等が分かる構造図を添付したか。		
	(2)雨水流出抑制施設台帳のチェックリスト【構造編】の項目を確認したか。		
9 雨水流出抑制対策量計算書 (抑制量、貯留量及び浸透量ほか)	(1)開発区域全体の流出抑制量計算を行ったか。 (雨水流出抑制量A・設置施設雨水抑制量B・貯留量・浸透量) ※設置施設雨水抑制量Bは、施工誤差を考慮し数パーセント余裕をみることをお勧めします。		
	(2)分譲開発の場合 各区画の流出抑制量も計算したか。 ※区画ごとにクリアし、かつ全体でもクリアする。		
	(3)同一敷地内で集水区域が異なる場合 各区域の流出抑制量も計算したか。 ※区画ごとにクリアし、かつ全体でもクリアする。		
10 外構施設構造図	雨水が隣地に流出しないよう、外構、地先ブロック、U型側溝の断面図を添付したか。		
11 その他	(1)高低差がある敷地において、高い場所に浸透施設を設置する場合、低地の雨水が浸透施設に流入することが確認できる資料を添付したか。 (管底高、トレンチ天端高の記載が分かる書類、縦断面図など)		
	(2)敷地拡張などで過去に設置した雨水流出抑制施設を利用する場合は、現行基準で抑制量を算出するものとし、過去に同意した図面を添付してください。		
	(3)集水樹などは維持管理(清掃)を考慮した施設になっているか。 ※落ち葉や土砂の流入が見込まれる場合は、塵除けバスケットの設置を推奨しております。		

◎問合せ及び協議先 : 東松山市 建設部 河川課 (市役所 分室2階)

〒355-8601
東松山市松葉町1丁目1番58号
TEL 0493-21-1426(直通)
FAX 0493-24-8857

※お手数ですが、あらかじめ電話連絡にて日程を調整したうえで協議をお願いします。
(ご連絡の無い突然の協議には、すぐに対応できない場合がありますことをご理解ください。)